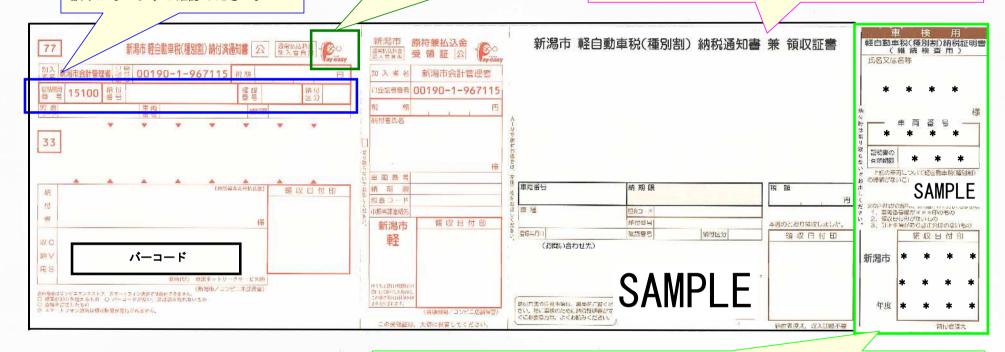
## ①収納機関番号、②納付番号、 ③確認番号、④納付区分

ペイジーで納付する際に入力する項目 です。ペイジーをご利用の際は、入力 誤りがないようご確認ください。 ペイジーマークがある納付書が、ペイジー(インターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM)で納付できます。

## 「納税通知書 兼 領収証書」

窓口で納付時に領収証書になります。

※ペイジーとスマートフォン決済により納付された場合、領収証 書は発行されません。



## 「軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)」

窓口で納付時に受領します。ペイジーとスマートフォン決済により納付された場合は、軽自動車納付確認システム(軽JNKS)運用開始により、納税証明書の提示が原則不要となりましたので、納税証明書は送付いたしません。

軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)に\*印がある方は、

- ①車検の必要がない場合、②前年度以前に滞納がある場合のいずれかです。
- ②の場合は、市の納付窓口等で滞納分を含めて納付後、証明窓口にて領収証書を提示のうえ申請 してください。
- ※「氏名又は名称」及び「車両番号」等の欄が\*印で表示されている場合は、納付後に窓口で領収 日付印が押されていても、納税証明書(継続検査用)としては使用できません。